

さやまラグビースクール保護者会 会則

さやまラグビースクール保護者会の会則について次のように定める。

第一条(名称等)

本会は、さやまラグビースクール保護者会(以下「本会」という。)と称し、事務所を会長宅に置く。

第二条(目的)

本会は、さやまラグビースクールの活動を支援することを目的とする。

第三条(組織)

本会は、スクール生の保護者で構成され、さやまラグビースクール生の入退会をもって会員として登録される。

第四条(活動)

前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 練習、試合への協力
- (2) 合宿への協力
- (3) スクール生の親睦・交流を図るための活動の協力
- (4) スクール生確保のための広報活動
- (5) その他、目的達成のための活動。なお、細部は別に示す。

第五条(会員の役割)

会員は第二条の目的を達成するため、自発的意思に基づき、できるときに、できることを、できる範囲で行うものとする。

第六条(役員)

本会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 2名
会計 1名

第七条(役員の任期)

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は前任者の在任期間とする。

第八条(役員の職務)

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、必要があるときはその職務を代行する。

3 会計は本会の会計事務および庶務を担当する。

第九条(役員の選任)

役員の選任は互選による。

第十条(機関)

本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第十一条(総会)

総会は、本会の議決機関として会員により構成され、会長が招集し議長を務める。

2 総会は、役員の内継後に会長が招集する。

第十一条の2(付議)

総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の活動・運営に関する事
- (2) 役員の内認
- (3) 予算の内決、予算の内認
- (4) 会則の内改
- (5) その他必要な事項

第十一条の3(決議)

総会の決議は、総会出席者の過半数の内賛によるものとする。

賛否同数の場合は、議長が決することが出来る。

ただし、会則の内改については別に示す

第十二条(役員会)

役員会は、必要に応じて随時開催し、総会の議決事項を執行する。

第十三条(会計)

本会の会計年度は、4月1日から起算し翌年3月31日までとする。

- 2 本会の会費は、スクール生が在籍する世帯につき年額1000円とする。
- 3 活動費は、会費及び活動の内益等の収入により支弁する。

第十四条(見舞金等)

スクール関係者の病気、怪我及び計報等に際し見舞金を出すことが出来る。

2 金額については臨時総会で決定する。

第十五条(会計監査)

会計監査は、次期会長が実施する。なお、再任の場合、監査人を選出し監査を実施する。

2 経費全般の会計監査を行い、総会で結果を報告する。

第十六条(会則の内改)

本会則の内改については、役員会で審議したのち、総会出席者の三分の二以上の内賛を得て成立するものとする。

第十七条(細則の内定)

第四条5号に示す活動に関する細則を定めることが出来る。

第十八条(その他)

保護者会会員は子供たちのために何が出来るか考え、スクールの運営をスムーズに出来るよう、率先して活動すること。また、子供たちの手本となる行動をとること。

附則

本会則は、平成24年7月1日から施行する。